			0201	登記されていない日本に本店のある法人
			0202	登記されていない日本に本店のない法人
			0203	個人
			0251	国
			0252	地方公共団体
			0253	登記されていない登録免許税が免除される法人
2	登記種別コード	2	01	動産譲渡登記
3	元号コード	2	01	昭和
			02	平成
4	登記原因コード	2	01	売買
			02	贈与
			03	譲渡担保
			04	営業譲渡（09を除く。）
			05	事業譲渡（09を除く。）
			06	代物弁済
			07	交換
			08	信託
			09	現物出資
			99	その他
5	動産区分コード	2	01	動産・債権譲渡登記規則第８条第１項第１号の区分により特定される動産（個別動産）
			02	動産・債権譲渡登記規則第８条第１項第２号の区分により特定される動産（集合動産）
6	代理人種別コード	2	01	譲渡人の代理人
			02	譲受人の代理人
			03	譲渡人及び譲受人の代理人

第３　債権譲渡登記に関する記録方式

１　ファイルの構成等

⑴　１枚の申請磁気ディスクには、登記共通事項ファイル、譲渡人ファイル、譲受人ファイル、債権個別事項ファイル及び原債権者ファイルを１個ずつ設ける。また、譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権が債務者特定の債権である場合には債務者ファイルを、代理人により登記の申請をする場合には代理人ファイルを１個設ける。各ファイルには、下表のとおり、申請磁気ディスクに記録すべき事項を記録する。不要なファイルを設けてはならず、ファイルは、フォルダに格納してはならない。

１枚の申請磁気ディスクには、１件の申請に係るデータのみを記録する。また、１枚の申請磁気ディスクに記録することができる債権個別事項ファイルの個数は、10万個とする。

項番	ファイル	記録すべき事項
1	登記共通事項ファイル	項番２から７までのファイルに記録すべき事項以外の事項
2	譲渡人ファイル	譲渡人又は質権設定者に関する事項
3	譲受人ファイル	譲受人又は質権者に関する事項
4	債権個別事項ファイル	譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権に関する事項であって項番５及び６のファイルに記録すべきもの以外の事項
5	債務者ファイル	債務者に関する事項
6	原債権者ファイル	原債権者（債権の発生の時における債権者をいう。）に関する事項
7	代理人ファイル	代理人に関する事項

⑵　各ファイルのファイル形式及び記録の方法は、第２の１の⑵と同様とする。

２　各ファイルへの記録の方法

⑴　通則

ア　各ファイルのファイル名は、下表のとおりとしなければならない。

項番	ファイル	ファイル名
1	登記共通事項ファイル	COMMON.xml
2	譲渡人ファイル	JT.xml
3	譲受人ファイル	JJ.xml
4	債権個別事項ファイル	CREDIT.xml
5	債務者ファイル	SM.xml
6	原債権者ファイル	GS.xml
7	代理人ファイル	DAIRI.xml

イ　各ファイルに所要事項（データ）を格納する際には、次の⑵から⑻までに定めるところにより、「項番」欄に掲げる番号の順に、「タグ名」欄に掲げる事項を「文字種類」欄に掲げる文字等を用いて記録する（「商号等」の項を除き、「スペース」を含んではならない。）。

なお、⑵から⑷までは、債権譲渡登記の申請磁気ディスクについて定めたものであり、質権設定登記の申請磁気ディスクについては、「譲渡人」を「質権設定者」と、「譲受人」を「質権者」と読み替えて適用する。